平成２９年（フ）第６０５号
福岡県太宰府市青葉台３丁目18番２号
債務者　加藤　邦子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金崎　智久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２７号
福岡市南区向野２丁目３番４―602号
債務者　河野　弘路
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３９号
福岡県糟屋郡志免町南里３丁目10番27号
債務者　佐田　　孝
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　糸瀬　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４７号
福岡市東区原田２丁目８番39―106号
債務者　西藤　智広
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池辺　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４９号
福岡市南区花畑２丁目53番５―101号、前住所大分県日田市三本松１丁目４番31号
債務者　米谷ツヤ子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田耕一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８６号
福岡市中央区那の川２丁目５番12―204号
債務者　徳永紀美子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３５４号
福岡市早良区原団地17番502号
債務者　久冨　　光
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５２号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１―105号
債務者　池辺　健生
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　祐弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５３号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１―105号
債務者　池辺キヨミ
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　祐弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４９号
埼玉県戸田市中町１丁目13番地の６
債務者　佐藤　君雄
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　勇太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
福岡県糸島市板持200番地５
債務者　神坂　竜也
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園田　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５４号
福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目２番22―108号、前住所福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目１番20―405号
債務者　田熊　　正
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　真禎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２６６号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目６番12号　メゾンミナミ103号
債務者　岩永　　圭
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
埼玉県川口市末広２丁目９番12号サンハイツ有川301号
債務者　長谷川恵一
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
埼玉県川口市芝富士２丁目11番５号　リブリ・もちの木113号、旧住所さいたま市南区内谷６丁目１番10号　ドーミー武蔵浦和139
債務者　黒崎　　敦
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
静岡県沼津市東熊堂142―７、住民票上の住所静岡県静岡市清水区石川新町３番38号　市営住宅　533
債務者　佐野　幸男
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
静岡県沼津市松長714番地の４、前住所静岡県沼津市下香貫七面1151番地の６
債務者　小澤由香里
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係